

諏訪市最低制限価格制度実施要綱(平成23年諏訪市告示第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(最低制限価格を設ける入札) 第2条 最低制限価格を設ける入札は、建設工事に係る契約に関する入札のうち設計金額が<u>130万円</u>を超える入札(諏訪市総合評価落札方式試行要綱(平成21年諏訪市告示第43号)に基づき行われる入札を除く。)及び建設コンサルタント等の業務に係る契約に関する入札のうち諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年諏訪市告示第133号。以下「一般競争入札実施要綱」という。)の規定に基づき行われる一般競争入札及び予算執行者が最低制限価格を設ける必要があると認めたその他の入札とする。 2 (略) (最低制限価格の額の算出方法) 第3条 建設工事の入札において設定する最低制限価格の額は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) (4) 一般管理費等の額 <u>10分の5.5</u> 2 建設コンサルタント等の業務及びその他の請負業務の入札において設定する最低制限価格の額は、予定価格算出の基礎となった額の合計額に10分の6から<u>10分の8まで</u> (測量の業務にあっては10分の6から10分の	(最低制限価格を設ける入札) 第2条 最低制限価格を設ける入札は、建設工事に係る契約に関する入札のうち設計金額が<u>200万円</u>を超える入札(諏訪市総合評価落札方式試行要綱(平成21年諏訪市告示第43号)に基づき行われる入札を除く。)及び建設コンサルタント等の業務に係る契約に関する入札のうち諏訪市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年諏訪市告示第133号。以下「一般競争入札実施要綱」という。)の規定に基づき行われる一般競争入札及び予算執行者が最低制限価格を設ける必要があると認めたその他の入札とする。 2 (略) (最低制限価格の額の算出方法) 第3条 建設工事の入札において設定する最低制限価格の額は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略) (4) 一般管理費等の額 <u>10分の6.8</u> 2 建設コンサルタント等の業務及びその他の請負業務の入札において設定する最低制限価格の額は、予定価格算出の基礎となった額の合計額に10分の6から<u>10分の8.1まで</u> (測量の業務にあっては10分の6から10分の	

8.2まで、地質調査の業務にあつては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で予算執行者がその都度定める割合を乗じて得た額とする。 3 (略)	8.2まで、地質調査の業務にあつては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で予算執行者がその都度定める割合を乗じて得た額とする。 3 (略)	
---	---	--